

高知県ビジネスチャレンジ支援補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p>(第1条から第2条省略)</p> <p>(補助の目的)</p> <p>第3条 県は、本県における起業及び新事業を促進するため、「ビジネスチャレンジサポート実施要領」によりサポート実施の決定を受けた者が<u>次条に規定する補助対象事業を実施するために要する経費について</u>、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>(<u>補助対象事業</u>、補助事業者等)</p> <p>第4条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、<u>補助金交付の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）</u>、補助事業の内容、補助対象経費及び補助率等は、別表第1に定めるとおりとする。</p> <p>2 補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(第5条から第7条省略)</p> <p>(補助事業の変更等)</p> <p>第8条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ別記第3号様式による内容変更（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 交付決定額の20パーセントを上回る減額をするとき。</p>	<p>(第1条から第2条省略)</p> <p>(補助の目的)</p> <p>第3条 県は、本県における起業及び新事業を促進するため、「<u>ココプラ</u>ビジネスチャレンジサポート実施要領」によりサポート実施の決定を受けた者<u>又は新事業創出人材育成事業に参画する者に対して</u>、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>(補助事業者等)</p> <p>第4条 <u>前条に規定する補助金の交付</u>の対象となる事業（以下「補助事業」という。）<u>の補助事業者</u>、補助事業の内容、補助対象経費及び補助率等は、別表第1に定めるとおりとする。</p> <p>2 補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(第5条から第7条省略)</p> <p>(補助事業の変更等)</p> <p>第8条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ別記第3号様式による内容変更（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 交付決定額の20パーセントを上回る減額をするとき。</p> <p>(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的に</p>

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的に変更をもたらすものでない次に掲げる軽微な変更は、この限りでない。

ア より効率的な事業執行に資するものと認められる場合

イ 事業計画の内容を損なわない細部の変更の場合

(3) 補助事業を廃止しようとするとき。

2 別表第1に規定するコンソーシアムにおいて、複数の事業者が補助金の交付を受け、交付決定額の変更を申請する場合は、交付を受ける者ごとに別記第3号様式による承認申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。

3 知事は、内容変更（廃止）承認申請書の提出があったとき、その内容の適否等について決定を行い、別記第4号様式による内容変更（廃止）承認通知書により当該補助事業者に通知するものとする。

4 知事は、第1項の規定による承認をする場合において、必要に応じ補助金の交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(実績報告等)

第9条 補助事業者は、補助事業を完了した日の翌日から起算して30日を経過した日、又は当該年度の3月末日（3月末日が閉庁日の場合はその直前の開庁日）のいずれか早い日までに、別記第5号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第5条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合であって、前項の実績報告書の提出に当たっ

変更をもたらすものでない次に掲げる軽微な変更は、この限りでない。

ア より効率的な事業執行に資するものと認められる場合

イ 事業計画の内容を損なわない細部の変更の場合

(3) 補助事業を廃止しようとするとき。

2 別表第1で定めるコンソーシアムにおいて、複数の事業者が補助金の交付を受け、交付決定額の変更を申請する場合は、交付を受ける者ごとに別記第3号様式による承認申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。

3 知事は、内容変更（廃止）承認申請書の提出があったとき、その内容の適否等について決定を行い、別記第4号様式による内容変更（廃止）承認通知書により当該補助事業者に通知するものとする。

4 知事は、第1項の規定による承認をする場合において、必要に応じ補助金の交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(実績報告等)

第9条 補助事業者は、補助事業を完了した日の翌日から起算して30日を経過した日、又は当該年度の3月末日（3月末日が閉庁日の場合はその直前の開庁日）のいずれか早い日までに、別記第5号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第5条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合であって、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったと

て、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第5条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合であって、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を速やかに別記第6号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(第10条から第13条省略)

(削除)

(情報の開示)

第14条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(グリーン購入)

第15条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(委任)

きは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第5条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合であって、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を速やかに別記第6号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(第10条から第13条省略)

(書類の提出)

第14条 知事に提出するものとなっている書類については、産学官民連携センター長に提出しなければならない。

(情報の開示)

第15条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(グリーン購入)

第16条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成28年6月3日から施行し、平成28年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条、第9条第3項及び第12条から第14条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、平成29年9月22日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年6月5日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月17日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年6月9日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成28年6月3日から施行し、平成28年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱は、令和4年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条、第9条第3項及び第12条から第15条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、平成29年9月22日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年6月5日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月17日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年6月9日から施行する。

(新)

別表第1 (第4条関係)

補助対象事業	別途定める「ビジネスチャレンジサポート実施要領」に基づきサポートの実施の決定を受けた者が行う、次の事業区分及び事業内容(1)から(3)までのいずれかに該当する取組		
事業区分及び事業内容	<u>(1) ビジネスアイデア磨き上げ</u>	<u>(2) 実証実験</u>	<u>(3) 「デジタル化」、「グリーン化」及び「グローバル化」</u>
	<u>事業課題の解決やビジネスアイデアの磨き上げのための、各種調査、検証及び試作品の作成等に必要な取組</u>	<u>事業化に向けて行う実証実験の取組</u>	<u>「デジタル化」、「グリーン化」及び「グローバル化」に資する新事業や新製品等に関する実現可能性調査の取組</u>
補助率及び補助金額	<u>3分の2以内 ただし、1案件当たり の上限額は、50万円と する。</u>	<u>2分の1以内 ただし、1案件当 りの上限額は、100 万円とする。</u>	<u>3分の2以内 ただし、1案件当 りの上限額は、100 万円とする。</u>
補助事業者	<u>①県内事業者</u> <u>②県内起業家又は県内での起業を目指す者</u> <u>③①又は②を含む2者以上の構成員が連携して事業を実施するコンソーシアム。</u>  <u>・①から③までの補助事業者は、高知県内に居住する者又は事業所を有する者とする。ただし、申請時に高知県内に居住地又は事業所を有していない者であっても、別途定める「ビジネスチャレンジサポート実施要領」に基づきサポート実施の決定を受けたサポートの実施期間終了日までに県内に居住地又は事業所を有することを条件に補助事業者とすることができる。</u>  <u>・「県内事業者」及び「県内起業家」は、会社法(平成17年法律第86号)第2条第1号に規定する「会社」に該当する者のうち、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する「中小企業者」及び同条第5項に規定する「小規模企業者」に限る。</u>		
補助期間	<u>採択の日から事業完了日又は採択された年度の3月末日のいずれか早い日。</u>		

<u>補助対象経費</u>	<u>上記事業内容に必要な経費で、次に掲げるもの</u> <ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>報償費（謝金）</u></li><li>・ <u>旅費</u></li><li>・ <u>需用費（消耗品費、印刷製本費及び原材料費）</u></li><li>・ <u>役務費（通信運搬費、試作品製作費及び保険料）</u></li><li>・ <u>委託料</u></li><li>・ <u>使用料及び賃借料（機械器具借上料、会場借上料及び特許等権利使用料）</u></li><li>・ <u>負担金（研修参加費及び体験料）</u></li></ul>
---------------	---

(旧)

別表第1(第4条関係)

事業区分	補助事業者	補助事業の内容	補助対象経費	補助率等
<u>(1)</u> <u>ココプラ</u> <u>ビジネス</u> <u>チャレンジ</u> <u>サポート</u> <u>ト関連</u>	別途定める「 <u>ココプラ</u> <u>ビジネス</u> <u>チャレンジ</u> <u>サポート</u> <u>ト実施要領</u> 」に基づきサ ポートの実施の決定を 受けた者。 ただし、 <u>会社法(平成</u> <u>17年法律第86号)第</u> <u>2条第1号</u> に規定する 「 <u>会社</u> 」に該当する者 のうち、 <u>中小企業基本</u> <u>法(昭和38年法律第</u> <u>154号)第2条第1項</u> に規定する「 <u>中小企業</u> <u>者</u> 」及び同条第5項に 規定する「 <u>小規模企業</u> <u>者</u> 」に限る。	<u>ココプラ</u> <u>ビジネス</u> <u>チャレンジ</u> <u>サポート</u> の対象とな った企画について、事 業課題の解決、事業実 現可能性の検証及びビ ジネスプランの作成等、 事業アイデアの磨き上 げや事業の立ち上げに 必要な取組	事業課題の解決、 事業実現可能性の 検証及びビジネス プランの作成等事 業アイデアの磨き 上げや事業の立ち 上げに必要な経費 で、次に掲げるも の  ・ <u>賃金</u> (申請当事者の給 与を除く。) ・ <u>報償費(謝金)</u> ・ <u>旅費</u> ・ <u>需用費</u> (消耗品費、印刷 製本費及び原材料 費) ・ <u>役務費</u> (通信運搬費、試 作品製作費及び保 険料) ・ <u>委託料</u> ・ <u>使用料及び賃借</u> <u>料(機械器具借上</u> <u>料、会場借上料及</u> <u>び特許等権利使用</u> <u>料)</u> ・ <u>負担金</u> (研修参加費及び 体験料)	<u>3分の2</u>  <u>企画1案</u> <u>件当たり</u> <u>の上限額</u> <u>は、50万</u> <u>円とす</u> <u>る。</u>

(旧)

別表第1(第4条関係)

<u>事業区分</u>	<u>補助事業者</u>	<u>補助事業の内容</u>	<u>補助対象経費</u>	<u>補助率等</u>
<u>(2)</u> <u>新事業創</u> <u>出人材育</u> <u>成事業関</u> <u>連</u>	<u>新事業創出人材育成</u> <u>事業において、実証</u> <u>実験を行う県内事業</u> <u>者若しくは県内起業</u> <u>家又は当該県内事業</u> <u>者若しくは県内起業</u> <u>家を含む2者以上の</u> <u>構成員が連携して事</u> <u>業を実施するコンソー</u> <u>シアム</u>	<u>新事業創出人材育成</u> <u>事業において、事業</u> <u>化に向けて行う実証</u> <u>実験の取組</u>	<u>実証実験に必要な経</u> <u>費で、次に掲げるもの</u>  <u>・賃金</u> <u>(申請当事者の給与</u> <u>を除く。)</u> <u>・報償費(謝金)</u> <u>・旅費</u> <u>・需用費</u> <u>(消耗品費、印刷製</u> <u>本費及び原材料費)</u> <u>・役員費</u> <u>(通信運搬費、試作</u> <u>品製作費及び保険料)</u> <u>・委託料</u> <u>・使用料及び賃借料</u> <u>(機械器具借上料、会</u> <u>場借上料及び特許等</u> <u>権利使用料)</u> <u>・負担金</u> <u>(研修参加費及び体験</u> <u>料)</u>	<u>2分の1</u>  <u>ただし、1案</u> <u>件当たりの</u> <u>上限額は、</u> <u>100万円と</u> <u>する。</u>